

2016年(平成28年)11月11日(金) 14版

社会 26

市課長自殺は過労

糸島 福岡高裁が逆転認定

福岡県糸島市の農林土木担当課長だった男性(当時52歳)が2010年にうつ病で自殺したのは過重労働が原因だととして、男の妻(55)ら遺族3人が糸島市を相手に計約760万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、福岡高裁(金村敏彦裁判長)は10日、請求を棄却した上審・福岡地裁判決を変更し市側に計約1650万円の支払いを命じた。

糸島市を相手に計約760万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、福岡高裁(金村敏彦裁判長)は10日、請求を棄却した上審・福岡地裁判決を変更し市側に計約1650万円の支払いを命じた。男性は住民説明などを担当。自殺前1カ月の間は外労働は114時間に上り、10年6月に自殺。地方公務員災害補償基金福岡県支部は、13年3月、公務上の労災と認定していた。

糸島市は、過労死の原因を「職場での支援体制が十分に機能していなかった」と認定していた。判決で金村裁判長は、「職場での支援体制が十分に機能していなかった」とは言い難い。公務と自殺に因果関係は認められない」と判断。一方で、「管理職で担当公務の量を調整できた」と男性側の過失も認めた。上審判決は「公務は質的に過重とは言えない」として、請求を棄却していた。

(「毎日新聞」2016年11月11日付)